

地域の文化・歴史・芸能及び自然等に関するアーカイブ事業

基本方針（案）

1. 目的

地域に根ざした文化・歴史・芸能及び自然等を地域の財産としてとらえ、映像や音声（音源）として記録し、貴重な地域の遺産として未来に伝え、さらに地域の発展のために積極的に活用することを目的に事業を推進する。

2. 想定する例

推進する事業において、想定するアーカイブ対象の例は以下のとおり。

- 限界集落の芸能の映像記録
- 地域で口伝されてきたが、今後伝承されなくなる可能性ある口伝の記録
- 災害に関係した当事者等の記録
- 途絶える危険性がある工芸品及びその制作過程の記録
- 河川改修等で変わりつつある自然の姿の記録
- 郷土の歴史の記録及びその掘り起こし
- その他、地域として残しておくべきもの

3. 協業

活動の範囲は多岐にわたることが想定されることから、積極的に他の組織等と連携して事業を推進する。

4. コンテンツの活用

コンテンツの活用は、本事業の趣旨に反しない限り、活用や外部への提供を行うものとする。

なお、コンテンツの活用や提供にあたっては、別途定めるガイドラインを踏まえることを前提とする。

5. 活動予算

原則として、本事業は採算に見合った活動を原則とする。

なお、活動にあたっては、補助金等の活用が可能であれば、積極的に活用する。